

## 令和5年度管理職実態調査分析（校長・校長代理・准校長）

令和5年12月29日

### 質問1 調査回答者数

小学校69パーセント、中学校79パーセント、特別支援学校77パーセントの皆様にご回答いただきました。

### 質問2 11月1日の欠員状況

53%の皆様が欠員はいないにご回答いただいております。しかし、34%の学校に臨任が配置されず非常勤が配置されていると回答しています。校務分掌上他の職員に負担がかかる状態となっており、ぜひ欠員の場合は臨任を配置していただけるよう強く申し入れていく必要があります。

また、約13%の皆様から、欠員状況が発生しており補充されていないとの回答がありました。特に深刻なのは2.5%の学校で複数の欠員が解消されていない苦しい状況の学校もあります。教育委員会も、なり手不足で苦慮しているという状況は理解できますが、現場の管理職が人を探さなければならないという実態は改善していかなければなりません。

教育委員会には引き続き、適正に欠員の補充を行っていただくよう要請するとともに、教員採用や教員定数のあり方、さらには教職員の大幅な待遇改善を自治体や国に働きかけていただけるよう申し入れていきたいと思っております。

### 質問3 専門家からのサポートの有無について

約70%の皆様から専門家からのサポートを受けた経験があるとの回答がありました。いまや学校経営に関わる諸問題が、学校だけで解決することは難しく、専門家からの助言や助力が必要であることを如実に物語っています。

サポート内容が助言に止まらず、もっと踏み込んでいただけるよう申し入れていく必要があります。

### 質問4 サポートを受けた専門家

約86%の皆様が教育委員会からのサポートを受けていると回答がありました。とてもありがたいことではありますが、前述のようにもう少し踏み込んで対応していただけると、数多くの課題を抱える学校現場にとってとてもありがたいことなので、しっかり申し入れていきたいと思っております。

また、SC・SSW・児相、療育センター・区役所・警察、家裁からのサポートもとても多いとの結果が出ています。特にSCやSSWにお世話になることが多いため、今以上に勤務日数や配置数を増やしていただくよう要望していく必要があります。

### 質問5 サポートを受けた課題について

児童生徒間のトラブルと保護者からの不当な要求が群を抜いています。特に保護者からの不当な要求は年々厳しさを増しており、もはや学校だけで対応できないものが増えてきています。前述のように教育委員会からのサポートも数多く受けていますが、弁護士等の法律の専門家からのサポートを必要とするケースも増えていきます。児童性の事故や怪我に関する問題も法的な問題として対応ざるを得なくなっています。スクールロイヤー等の新たな専門家の配置が必要な状況だと思われます。

#### 質問6 学校経営上の気がかりな問題

教職員の人事に関する問題が70%以上と群を抜いています。欠員が補充されなかったり、課題ある教職員への対応や指導力不足の問題等多岐に渡っています。要望した人材が配当されないために学校経営が困難な状況に陥ってしまうケースは増加の一途を辿っています。教育委員会が人材不足のために苦慮している状況は理解できますが、人事の問題は直接児童生徒に影響します。ぜひ、学校側の要望に沿った人事配当が成されるよう強く要望していく必要があります。

また、課題ある教職員配当は教職員全体の指導力低下を招くだけでなく、学校経営上とても難しい対応を迫られるケースが起きる可能性が高まります。課題ある教員を配置せざるを得ない状況は理解できますが、配置する学校の管理職としっかり情報交換を行い、対応策等を事前に了解しておく必要があります。

次に保護者地域に関する問題が約50%と2番目に高い数値を示しています。保護者に関しては前述しましたが、地域に関してはコロナ禍がある程度収束していく中、会議や行事が復活してきており、管理職が参加せざるを得ない状況が増えつつあります。地域が学校に声をかけてくれ、ともに協力をしてくれることは、大変ありがたいことですが、それに伴い、管理職の週休日の勤務が増加傾向にあります。ただでさえ激務をこなしている毎日なのに休めないという管理職が増えています。中には、学校に対して様々な要求をしてくる地域もあり、場合によってはトラブルになるケースも増えていきます。地域が学校に協力するという構図よりも、地域が学校のご意見番になっている傾向は学校にとって苦しいものです。何とか学校と地域が良い協力関係になれるよう学校側も努力していかなければなりません。教育委員会や行政からのさらなるサポートも必要と思われます。

次に特別支援・個別支援学級の問題があげられます。特別支援については、かつて一般級で取り出しや授業の入り込み支援等を必要とする生徒への教育が中心でしたが、近年では不登校生徒への対応も含まれるようになってきています。ご承知のように不登校生徒数は年々増加傾向にあり、令和5年度は過去最高数を記録すると言われていています。しかし、特別に支援を必要とする生徒数が増えているのに、対応する教員の数も追いついていません。教員たちが手分けをして空き時間に対応しているケースがほとんどです。教育委員会は、特別支援教育推進非常勤やサポート非常勤・支援員の配置で対応してくれていますが、全校に配置されるわけでも無く、人手不足は深刻です。

また、個別支援級は慢性的な人手不足の状態が続いています。個別支援級も年々生徒数が増加していますが、教員数が増えない背景には配置定数が関係しています。この定数を改善して少しでも多くの教員が配置できるよう要望していく必要があります。

#### 質問7 夏季休業中における地域の会議や行事への参加について

夏季休業中に地域の行事に参加した管理職は約95%を超えています。中には7日以上参加したというケースが8%以上見られました。コロナ禍がある程度収束していく中、地域の会議や行事が復活し、学校管理職が出席を求められている状況がよく分かります。

#### 質問8 人格否定・脅し・業務に支障を来すような体験

50%近くが、そのような経験が無いと回答していますが、残りの半数近くの管理職が何らかの体験をしていることとなります。中でも脅しや暴言は35%を超えており、精神的影響は甚大です。中にはそのことが原因で心を病む管理職が増えています。

業務に支障が出るような電話やメールも23.7%となっており、その対応がかなり負担となっていることが分かります。

深刻なケースでは議員や弁護士・マスコミの言葉を使って脅された回答が16.6%、文書交付や土下座等の強要も18%、繰り返し謝罪を求められた回答も13.2%に上っています。もはやここまで来ると、刑法の脅迫罪・強要罪等に該当する可能性が高まり、学校が対応できる限界を超えていると言えます。

さらに、金銭の要求や物理的な暴力等、論外な事例も回答されています。事例としては数が少ないものの事態はとても深刻であると捉える必要があります。

学校管理職を法的・物理的に守る仕組みがこれからは必要となっていると思われます。スクールロイヤーの配置や行政や警察との連携強化が必要となっていることがよく分かります。ぜひともスクールロイヤーの設置を強く要望していきたいと思えます。

#### 質問9 校長先生の健康状況について

半数近くの校長先生が健康であったと回答されていたのはとても喜ばしいことではありますが、眠れないことがあったり、気分が落ち込んだりする校長先生がいずれも20%を大きく超えています。このような状態が連続したり継続したりすると心を病んでしまう可能性が高まります。そのような事態にならないためにも校長先生のメンタル面のサポートが必要と思われます。

しかし、残念ながら既に通院加療・体調不安を訴える校長先生がいずれも15%程度いらっしゃいます。メンタルサポートは早急に取り組むべき課題であると思われます。

#### 質問10 9月・10月の週休日における出勤について

実に98%以上の校長先生が週休日に出勤していることがわかります。前述の様に地域

の会議や行事が復活していると同時に部活動の応援も多くなっているようです。

因みに9月・10月の週休日は19日でしたので、7%近くの校長先生が半分以上出勤していたということになります。いかにコロナが収束してきているとは言え、少し多すぎます。

#### 質問11 振替の取得について

校長先生の週休日の勤務が増加傾向なのに対して、振替の取得はほとんどできていません。半数の方がまったく取得していないと回答しています。児童生徒が登校してきているのに校長だけが休むことは難しいことが分かります。

せめて、特別勤務手当を校長先生にも該当させて少しでも報いてあげられるような措置を取るべきではないでしょうか。給特法を含め、関係法令の改正や待遇改善について教育委員会に働きかけるとともに、国にも訴えていただけるようお願いしていかなければなりません。